

改正後	<p>(歩行補助車等の基準)</p> <p>第一条 道路交通法施行令(昭和三十五年政令第二百七十号。以下「令」という。)第一条各号列記以外の部分の内閣府令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 車体の大きさは、次に掲げる長さ、幅及び高さを超えないこと。</p> <p>「イ・ロ 略」</p> <p>ハ 高さ 百二十センチメートル</p> <p>二 「略」</p> <p>2 前項第一号の規定は、次に掲げる車については、適用しない。</p> <p>一 特定の経路を通行させることその他の特定の方法により通行させる小児用の車(通行させる者が乗車することができないものに限る。)</p> <p>で、当該方法が他の歩行者の通行を妨げるおそれのないものであることにつきその通行の場所を管轄する警察署長(その通行の場所が同一の都道府県公安委員会(以下「公安委員会」という。)の管理に属する二以上の警察署長の管轄にわたるときは、そのいずれかの警察署長の)の確認を受けたもの</p> <p>二 令第一条第二号に掲げる車</p> <p>3 令第一条第二号イの内閣府令で定める基準は、次に掲げる長さ及び幅を超えないこととする。</p> <p>一 長さ 百九十センチメートル</p>
改正前	<p>(原動機を用いる歩行補助車等の基準)</p> <p>第一条 道路交通法施行令(昭和三十五年政令第二百七十号。以下「令」という。)第一条の内閣府令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 「同上」</p> <p>「イ・ロ 同上」</p> <p>ハ 高さ 百九センチメートル</p> <p>二 「同上」</p> <p>「項を加える。」</p> <p>「項を加える。」</p>

二 幅 六十センチメートル

4|| 令第一条第二号ロの内閣府令で定める基準は、道路交通法（昭和三十五年法律第五号。以下「法」という。）第六十三条の三に規定する普通自転車の乗車装置（幼児用座席を除く。）を使用することができないようにした車その他の車であつて、通行させる者が乗車することができないものであることとする。

（原動機付自転車の総排気量等の大きさ）

第一条の二 法第二条第一項第十号の内閣府令で定める大きさは、二輪のもの及び内閣総理大臣が指定する三輪以上のものにあつては、総排気量については〇・〇五〇リットル、定格出力については〇・六〇キロワットとし、その他のものにあつては、総排気量については〇・〇二〇リットル、定格出力については〇・二五キロワットとする。

（原動機を用いる軽車両）

第一条の二の二 法第二条第一項第十一号ロの内閣府令で定めるものは、次の各号のいずれにも該当するものとする。

一 車体の大きさは、次に掲げる長さ、幅及び高さを超えないこと。

イ 長さ 四・〇〇メートル

ロ 幅 二・〇〇メートル

ハ 高さ 三・〇〇メートル

二 車体の構造は、次に掲げるものであること。

「項を加える。」

（原動機付自転車の総排気量等の大きさ）

第一条の二 道路交通法（昭和三十五年法律第五号。以下「法」という。）第二条第一項第十号の内閣府令で定める大きさは、二輪のもの及び内閣総理大臣が指定する三輪以上のものにあつては、総排気量については〇・〇五〇リットル、定格出力については〇・六〇キロワットとし、その他のものにあつては、総排気量については〇・〇二〇リットル、定格出力については〇・二五キロワットとする。

「条を加える。」

- イ 原動機として、電動機を用いること。
- ロ 歩きながら運転するものであること。
- ハ 運転者が当該車から離れた場合には、原動機が停止すること。

(自動車の種類)

第二条 法第三条に規定する自動車の区分の基準となる車体の大きさ及び構造並びに原動機の大きさ(以下この条において「車体の大きさ等」という。)は、次の表に定めるとおりとする。

自動車の種類	車体の大きさ等
〔略〕	
大型自動二輪車	総排気量が〇・四〇〇リットルを超え、又は定格出力が二〇・〇〇キロワットを超える原動機を有する二輪の自動車(側車付きのものを含む。)で、大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外のもの
〔略〕	
備考	〔略〕

(交差点における左折の表示)

第三条 令第二条第二項、第四条第二項及び第五条第二項の規定による公安委員会の表示は、別記様式第一の標示を、左折しようとする車両がその前方から見やすいように、信号機の背面板の下部(信号機に背面板が設けられていない場合にあつては、信号機の灯器の下方)又は道路の左側の路端に近接した当該道路上の位置(歩道と車道の区別のある道路に

(自動車の種類)

第二条 〔同上〕

自動車の種類	車体の大きさ等
〔同上〕	
大型自動二輪車	総排気量〇・四〇〇リットルを超える内燃機関を原動機とする二輪の自動車(側車付きのものを含む。)で、大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外のもの
〔同上〕	
備考	〔同上〕

(交差点における左折の表示)

第三条 令第二条第二項、第四条第二項及び第五条第二項の規定による都道府県公安委員会(以下「公安委員会」という。)の表示は、別記様式第一の標示を、左折しようとする車両がその前方から見やすいように、信号機の背面板の下部(信号機に背面板が設けられていない場合にあつては、信号機の灯器の下方)又は道路の左側の路端に近接した当該道路

あつては、車道の左側部分に接する歩道の車道寄りの路端に近接した当該歩道上の位置) に設けて行なうものとする。

第十八条 免許申請者が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、

免許申請書にそれぞれ当該各号に定める書類を添付(第六号に定める免許証及び旅券については、提示)しなければならない。

〔一〜四 略〕

五 法第九十七条の二第一項第三号に規定する特定失効者(以下「特定失効者」という。)であつて、当該免許が法第百五条第一項の規定により効力を失つた日から起算して六月以内に運転免許試験(以下「免許試験」という。)を受けることができなかつたもの やむを得ない理由を証するに足りる書類

〔六・七 略〕

2 〔略〕

(免許証の再交付の申請)

第二十一条 〔1〕法第九十四条第二項の内閣府令で定めるときは、次の各号のいずれかに該当するときとする。

一 法第九十一条の規定により、免許に条件を付され、又はこれを変更されたとき。

二 免許証の備考欄に法第九十三条第二項に規定する事項又は法第九十四条第一項に規定する変更に係る事項の記載を受けているとき。

上の位置(歩道と車道の区別のある道路にあつては、車道の左側部分に接する歩道の車道寄りの路端に近接した当該歩道上の位置) に設けて行なうものとする。

第十八条 〔同上〕

〔一〜四 同上〕

五 法第九十七条の二第一項第三号に規定する特定失効者(以下「特定失効者」という。)であつて、当該免許が法第百五条の規定により効力を失つた日から起算して六月以内に運転免許試験(以下「免許試験」という。)を受けることができなかつたもの やむを得ない理由を証するに足りる書類

〔六・七 同上〕

2 〔同上〕

(免許証の再交付の申請の手續)

第二十一条 〔項を加える。〕

- 三 免許証に表示されている写真を変更しようとするとき。
- 四 前三号に掲げるもののほか、公安委員会が相当と認めるとき。

2|| 「略」

3|| 前項の申請書には、次に掲げる書類及び写真（都道府県公安委員会規則で定める場合にあつては、第一号及び第二号に掲げる書類）を添付しなければならない。

「一〜三 略」

（技能試験）

第二十四条 「1〜5 略」

6 技能試験において使用する自動車は、次の表の上欄に掲げる免許の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる種類の自動車とする。ただし、自動車の安全な運転に必要な認知又は操作のいづれかに係る能力を欠くこととなる四肢又は体幹の障害（令第三十八条の二第四項第一号又は第二号に掲げる身体の障害を除く。）がある者で法第九十一条の規定による条件を付すことにより自動車の安全な運転に支障を及ぼすおそれがないと認められるものについて技能試験を行う場合又は特別の必要がある場合は、次の表に掲げる自動車以外の自動車とすることができる。

免許の種類	自動車の種類
〔略〕	
大型二輪免許	総排気量〇・七〇〇リットル以上の大型自動二輪車

「1」 「同上」

2|| 前項の申請書には、次に掲げる書類及び写真を添付しなければならない。

「一〜三 同上」

（技能試験）

第二十四条 「1〜5 同上」

6 「同上」

免許の種類	自動車の種類
〔同上〕	
大型二輪免許	総排気量〇・七〇〇リットル以上の大型自動二輪車 （運転することができる大型自動二輪車及び普通自動二輪車をオートマチック・トランスミッションそ

--	--

〔7・8 略〕

(運転経歴証明書の交付の申請の手続)

第三十条の十 法第百四条の四第五項(法第百五条第二項において読み替えて準用する場合を含む。)に規定する運転経歴証明書の交付の申請は、都道府県公安委員会規則で定める運転経歴証明書交付申請書を提出して行うものとする。

〔2・3 略〕

(運転経歴証明書の記載事項等)

第三十条の十一 運転経歴証明書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 〔略〕

二 運転経歴証明書の交付を受けた者が法第百四条の四第二項の規定により取り消された日又は免許証の有効期間が満了する日において受け

	<p>他のクラッチの操作を要しない機構(以下「AT機構」という。)がとられておりクラッチの操作装置を有しない大型自動二輪車(総排気量〇・六五〇リットル以下のものに限る。)及び普通自動二輪車に限る大型二輪免許(以下「AT限定大型二輪免許」という。)にあつては、総排気量〇・六〇〇リットル以上〇・六五〇リットル以下のもの)</p>
--	---

〔7・8 同上〕

(運転経歴証明書の交付の申請の手続)

第三十条の十 法第百四条の四第五項に規定する運転経歴証明書の交付の申請は、都道府県公安委員会規則で定める運転経歴証明書交付申請書を提出して行うものとする。

〔2・3 同上〕

(運転経歴証明書の記載事項等)

第三十条の十一 〔同上〕

一 〔同上〕

二 運転経歴証明書の交付を受けた者が法第百四条の四第二項の規定により取り消された日において受けていた免許の年月日及び種類

ていた免許の年月日及び種類

〔三・四 略〕

五 運転経歴証明書の交付を受けた者の法第百四条の四第二項の規定により取り消された日又は免許が失効した日前五年間の自動車等の運転に関する経歴

〔2〜4 略〕

(運転経歴証明書の再交付の申請)

第三十条の十三 運転経歴証明書の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その者の住所地を管轄する公安委員会に都道府県公安委員会規則で定める運転経歴証明書再交付申請書を提出して運転経歴証明書の再交付を申請することができる。

一 運転経歴証明書を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したとき。

二 前条第一項の規定による届出をしたとき。

三 運転経歴証明書の備考欄に前条第一項に規定する変更に係る事項の記載を受けているとき。

四 運転経歴証明書に表示されている写真を変更しようとするとき。

五 前各号に掲げるもののほか、公安委員会が相当と認めるとき。

2 前項の申請をしようとする者は、次に掲げる書類及び写真(都道府県公安委員会規則で定める場合にあつては、第一号に掲げる書類)を同項の運転経歴証明書再交付申請書に添付しなければならない。

〔一・二 略〕

〔三・四 同上〕

五 運転経歴証明書の交付を受けた者の法第百四条の四第二項の規定により取り消された日前五年間の自動車等の運転に関する経歴

〔2〜4 同上〕

(運転経歴証明書の再交付の申請)

第三十条の十三 運転経歴証明書の交付を受けた者は、運転経歴証明書を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、その者の住所地を管轄する公安委員会に都道府県公安委員会規則で定める運転経歴証明書再交付申請書を提出して運転経歴証明書の再交付を申請することができる。

〔各号を加える。〕

2 前項の申請をしようとする者は、次に掲げる書類及び写真を同項の運転経歴証明書再交付申請書に添付しなければならない。

〔一・二 同上〕

第三十一条の三 法第百六条の内閣府令で定める事項は、次の表の上欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める事項とする。

報告する場合	事項
〔略〕 法第百二条第六項の規定による通知をしたとき	一 通知を受けた者の本籍又は国籍等、氏名、生年月日及び性別（免許を受けたことがある者にあつては、生年月日及び性別） 二 免許を現に受けている者にあつては、免許証番号 三 免許を受けていたことがある者にあつては、その者が当該通知を受けた日前の直近に受けていた免許に係る免許証番号 四 通知をした年月日 法第百四条の四第六項（法第百五条第二項において準用する場合を含む。）の規定により運転経歴証明書を交付したとき。

第三十一条の三 〔同上〕

報告する場合	事項
〔同上〕 法第百二条第六項の規定による通知をしたとき	一 通知を受けた者の本籍又は国籍等、氏名、生年月日及び性別（免許を受けたことがある者にあつては、生年月日及び性別） 二 免許を現に受けている者にあつては、免許証番号 三 免許を受けていたことがある者にあつては、その者が当該通知を受けた日前の直近に受けていた免許に係る免許証番号 四 通知をした年月日 〔項を加える。〕

(教習の時間及び方法)

第三十三条 「1〜4 略」

5 令第三十五条第三項第一号に規定する教習の科目ごとの教習方法の基準は、次に定めるとおりとする。

一 技能教習については、次のとおりとする。

〔イ〜ト 略〕

チ 大型免許、中型免許、準中型免許又は普通免許に係る教習のうち、模擬運転装置（運転シミュレーターを除く。）による教習は、基本操作及び基本走行についてのみ行い、かつ、その教習時間は、大型免許、中型免許又は準中型免許に係る教習（準中型免許に係る教習にあつては、現に普通免許又は普通第二種免許を受けている者に対するものに限る。）にあつては一時限を、準中型免許に係る教習（現に普通免許又は普通第二種免許を受けている者に対するものを除く。）にあつては三時限を、普通免許に係る教習にあつては二時限（運転することができ普通自動車オートマチック・トランスミッションその他のクラッチの操作を要しない機構（以下「AT機構」という。）がとられておりクラッチの操作装置を有しない普通自動車に限る普通免許に係る教習にあつては、一時限）を超えないこと。

〔リ〜ム 略〕

二 「略」

6 「略」

(教習の時間及び方法)

第三十三条 「1〜4 同上」

5 「同上」

一 「同上」

〔イ〜ト 同上〕

チ 大型免許、中型免許、準中型免許又は普通免許に係る教習のうち、模擬運転装置（運転シミュレーターを除く。）による教習は、基本操作及び基本走行についてのみ行い、かつ、その教習時間は、大型免許、中型免許又は準中型免許に係る教習（準中型免許に係る教習にあつては、現に普通免許又は普通第二種免許を受けている者に対するものに限る。）にあつては一時限を、準中型免許に係る教習（現に普通免許又は普通第二種免許を受けている者に対するものを除く。）にあつては三時限を、普通免許に係る教習にあつては二時限（運転することができ普通自動車をAT機構がとられておりクラッチの操作装置を有しない普通自動車に限る普通免許に係る教習にあつては、一時限）を超えないこと。

〔リ〜ム 同上〕

二 「同上」

6 「同上」

(原動機を用いる歩行補助車等の型式認定)

第三十九条の二 「略」

2 前項の認定は、原動機を用いる歩行補助車等が第一条第一項に定める基準(令第一条第二号に掲げる歩行補助車等で原動機を用いるものにあつては、第一条第一項第二号、第三項及び第四項に定める基準)に適合するものであるかどうかを判定することによつて行う。

〔3〕8 略〕

(原動機を用いる軽車両の型式認定)

第三十九条の二の二 原動機を用いる軽車両の製作又は販売を業とする者は、その製作し、又は販売する原動機を用いる軽車両の型式について国家公安委員会の認定を受けることができる。

2 前項の認定は、原動機を用いる軽車両が第一条の二に定めるものに該当するものであるかどうかを判定することによつて行う。

3 前条第三項から第八項までの規定は、第一項の認定について準用する。この場合において、「歩行補助車等」とあるのは、「軽車両」と読み替えるものとする。

(人の力を補うため原動機を用いる自転車等の型式認定)

第三十九条の三 「1・2 略」

3 前条第三項から第八項までの規定は、第一項の認定について準用する。この場合において、「原動機を用いる歩行補助車等」とあるのは、「駆動補助機付自転車」と読み替えるものとする。

(原動機を用いる歩行補助車等の型式認定)

第三十九条の二 「同上」

2 前項の認定は、原動機を用いる歩行補助車等が第一条に定める基準に適合するものであるかどうかを判定することによつて行う。

〔3〕8 同上〕

〔条を加える。〕

(人の力を補うため原動機を用いる自転車等の型式認定)

第三十九条の三 「1・2 同上」

3 前条第三項から第八項までの規定は、第一項の認定について準用する。この場合において、「原動機を用いる歩行補助車等」とあるのは、「駆動補助機付自転車」と読み替えるものとする。

(原動機を用いる身体障害者用の車椅子の型式認定)

第三十九条の四 原動機を用いる車椅子の製作又は販売を業とする者は、その製作し、又は販売する原動機を用いる車椅子の型式について国家公安委員会の認定を受けることができる。

2 前項の認定は、原動機を用いる車椅子が第一条の四第一項に定める基準に該当するものであるかどうかを判定することによつて行う。

3 第三十九条の二第三項から第八項までの規定は、第一項の認定について準用する。この場合において、「歩行補助車等」とあるのは、「車椅子」と読み替えるものとする。

(型式認定の手続等)

第三十九条の八 前七条の規定のほか、型式の認定に必要な事項については、国家公安委員会規則で定める。

(原動機を用いる身体障害者用の車いすの型式認定)

第三十九条の四 原動機を用いる車いすの製作又は販売を業とする者は、その製作し、又は販売する原動機を用いる車いすの型式について国家公安委員会の認定を受けることができる。

2 前項の認定は、原動機を用いる車いすが第一条の四第一項に定める基準に該当するものであるかどうかを判定することによつて行う。

3 第三十九条の二第三項から第八項までの規定は、第一項の認定について準用する。この場合において、「歩行補助車等」とあるのは、「車いす」と読み替えるものとする。

(型式認定の手続等)

第三十九条の八 前六条の規定のほか、型式の認定に必要な事項については、国家公安委員会規則で定める。

別記様式第十九の三の十（第三十条の十一関係）

(表)

8.56

5.40

4.79

7.96

氏名

年 月 日生

住所

交付

年 月 日

運転経歴証明書
(自動車等の運転はできません)

写真

公安委員会 印

番号	第	号
三小種	年	月 日
他	年	月 日
二種	年	月 日

別記様式第十九の三の十（第三十条の十一関係）

(表)

8.56

5.40

4.79

7.96

氏名

年 月 日生

住所

交付

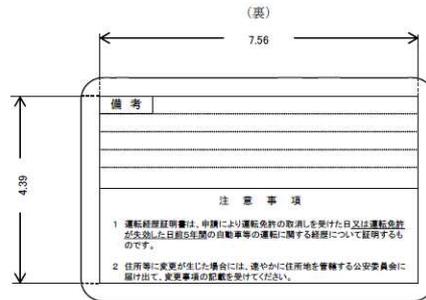
年 月 日

運転経歴証明書
(自動車等の運転はできません)

写真

公安委員会 印

番号	第	号
三小種	年	月 日
他	年	月 日
二種	年	月 日



- 備考 1 表側は白色プラスチック板を、裏側は薄茶色のプラスチック膜を用い、プラスチック板の裏面にプラスチック膜を貼り付けること。
- 2 種類欄には、運転経歴証明書の交付を受けた者が取消しを受けた免許又はその者の失効した免許の種類を表す略号を、上欄左端から数えて、大型免許については1番目の項に、中型免許については2番目の項に、準中型免許については3番目の項に、普通免許については4番目の項に、大型特殊免許については5番目の項に、大型二輪免許については6番目の項に、普通二輪免許については7番目の項に、下欄左端から数えて、小型特殊免許については1番目の項に、原付免許については2番目の項に、大型第二種免許については3番目の項に、中型第二種免許については4番目の項に、普通第二種免許については5番目の項に、大型特殊第二種免許については6番目の項に、牽引免許又は牽引第二種免許については7番目の項に、それぞれ記載すること。
- 3 備考欄には、運転経歴証明書の記載事項の変更に係る事項その他必要な事項を記載すること。
- 4 図示の長さの単位は、センチメートルとする。



- 備考 1 表側は白色プラスチック板を、裏側は薄茶色のプラスチック膜を用い、プラスチック板の裏面にプラスチック膜を貼り付けること。
- 2 種類欄には、運転経歴証明書の交付を受けた者が取消しを受けた免許の種類を表す略号を、上欄左端から数えて、大型免許については1番目の項に、中型免許については2番目の項に、準中型免許については3番目の項に、普通免許については4番目の項に、大型特殊免許については5番目の項に、大型二輪免許については6番目の項に、普通二輪免許については7番目の項に、下欄左端から数えて、小型特殊免許については1番目の項に、原付免許については2番目の項に、大型第二種免許については3番目の項に、中型第二種免許については4番目の項に、普通第二種免許については5番目の項に、大型特殊第二種免許については6番目の項に、牽引免許又は牽引第二種免許については7番目の項に、それぞれ記載すること。
- 3 備考欄には、運転経歴証明書の記載事項の変更に係る事項その他必要な事項を記載すること。
- 4 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

備考 表中「」の記載は注記である。

別表第四（第三十三条関係）

一 技能教習の教習時間の基準

[略]
備考 [1～11 略]
<p><u>12</u> この表において、AT限定大型二輪免許とは、運転することができる大型自動二輪車及び普通自動二輪車をAT機構がとられておりクラッチの操作装置を有しない大型自動二輪車及び普通自動二輪車に限る大型二輪免許をいう。</p> <p><u>13</u> この表において、AT限定普通二輪免許とは、運転することができる普通自動二輪車をAT機構がとられておりクラッチの操作装置を有しない普通自動二輪車に限る普通二輪免許をいう。</p> <p><u>14</u> この表において、マイクロバス限定大型免許とは、運転することができる大型自動車を乗車定員11人以上29人以下の大型乗用自動車に限る大型免許をいう。</p> <p><u>15</u> 教習を受けようとする者が現に2以上の免許を受けている場合には、そのそれぞれについて規定する教習時間の時限数のうち最も短いものをその者の教習時間の時限数とする。ただし、大型免許、中型免許又は準中型免許を受け、かつ、中型第二種免許又は普通第二種免許のいずれかを受けている者（マイクロバス限定大型免許、中型免許又は準中型免許を受け、かつ、中型第二種免許（準中型車（5 t）限定中型第二種免許を除く。）を受けている者、AT中型車（8 t）限定中型免許又は準中型車（5 t）限定準中型免許を受け、かつ、準中型車（5 t）限定中型第二種免許（AT準中型車（5 t）限定中型第二種免許を除く。）を受けている者及びAT準中型車（5 t）限定準中型免許を受け、かつ、AT準中型車（5 t）限定中型第二種免許又は普通第二種免許（AT限定普通第二種免許を除く。）を受けている者を除く。）に対する大型第二種免許に係る教習の教習時間については、大型免許、中型免許又は準中型免許を受けている者について規定する応用走行の時限数から、現に受けている当該免許の種類に応じ、それぞれ5時限を減じた時限数とする。</p>

二 [略]

別表第四（第三十三条関係）

一 技能教習の教習時間の基準

[同上]
備考 [1～11 同上]
[加える。]
<p><u>12</u> この表において、AT限定普通二輪免許とは、運転することができる普通自動二輪車をAT機構がとられておりクラッチの操作装置を有しない普通自動二輪車に限る普通二輪免許をいう。</p> <p><u>13</u> この表において、マイクロバス限定大型免許とは、運転することができる大型自動車を乗車定員11人以上29人以下の大型乗用自動車に限る大型免許をいう。</p> <p><u>14</u> 教習を受けようとする者が現に2以上の免許を受けている場合には、そのそれぞれについて規定する教習時間の時限数のうち最も短いものをその者の教習時間の時限数とする。ただし、大型免許、中型免許又は準中型免許を受け、かつ、中型第二種免許又は普通第二種免許のいずれかを受けている者（マイクロバス限定大型免許、中型免許又は準中型免許を受け、かつ、中型第二種免許（準中型車（5 t）限定中型第二種免許を除く。）を受けている者、AT中型車（8 t）限定中型免許又は準中型車（5 t）限定準中型免許を受け、かつ、準中型車（5 t）限定中型第二種免許（AT準中型車（5 t）限定中型第二種免許を除く。）を受けている者及びAT準中型車（5 t）限定準中型免許を受け、かつ、AT準中型車（5 t）限定中型第二種免許又は普通第二種免許（AT限定普通第二種免許を除く。）を受けている者を除く。）に対する大型第二種免許に係る教習の教習時間については、大型免許、中型免許又は準中型免許を受けている者について規定する応用走行の時限数から、現に受けている当該免許の種類に応じ、それぞれ5時限を減じた時限数とする。</p>

二 [同上]